

平成5年10月22日午前10時より分書記官送達

一九九二年(仮)第二〇七五号・一九九三年(仮)第一二二五号公示陳謝等請求事件

原 告 り 第 一 準 備 書 面

原

告

國

ほか七六名

1-

右原告ら訴訟代理人弁護士 小野誠

堀

和

之

山 本

晴

太

同 同 同

松

本

金

康

池

上

武

田

裕

朗

富

之

信 哲

一九九三年一〇月二二日

第一 漢島丸事件の真相解明について

一 真相解明の必要性

1 原告らは事件後四七年を経て本件提訴に踏み切ったが、その最大の動機は事件の真相解明にある。原告らは漢島丸事件についての調査も遺族に対する説明も怠つてきた被告の不誠実な姿勢に憤り、公式陳謝と補償を求めて提訴したものである。

2 被告は、漢島丸事件に限らず、戦争の犠牲となつた朝鮮人に何の補償もしなかつただけではなく、慰靈の念さえ喪失し、どこで誰が死亡したのかという調査さえ怠ってきた。二万数千人の軍人・軍属死亡者名簿を韓国政府に呈示しただけで、一二万にのぼる未帰還者（注1）は未だに生死不明のままである。

3 漢島丸事件についても、被告はただ三七三五名の朝鮮人が事故に遭遇し、内五二四名が死亡したことを認め（注2）、原因は触雷とするのみで（注3）、大事件であるにも関わらず、何の調査もなされていない。遺骨は九年の長きにわたって海中に放置された（注4）。

4 もとより、原告らは被告から事件の経緯・爆発・沈没の原因について説明を受けたことは一度もない。死亡の通知は、一九四五年一月二四日付、大湊海軍施設部長名で出身地の郡守あてに遺族への連絡と戸籍抹消を依頼するという形で行われた（注5）。遺族の多くは被告から直接の通知さえ受け取っていない。同じ村の生還者から「船が爆発して死亡した」と知らされた者もいるが、ほとんどの遺族は戸籍にある「漢島丸沈没」が一体何を意味するのが知らないままであった。提訴準備中の一九九二年二月、韓国の新聞で公表された死亡者名簿（注6）等で初めて肉親の死の原因を知った者さえ少くない。

5 被告が調査と説明を怠つた結果、遺族らの不信は増大した。疑惑が疑惑をよび、韓国では事故は朝鮮人虐待を隠蔽するための陰謀（自爆）であり、死亡者数は三千人とも五千人ともいわれ、それが定説となつていて（注7）。また、被告が真実（自爆、死亡者数）を隠蔽するために、重要書類、乗船者名簿、死亡者名簿等を密かに隠しているとも考えられている。かかる定説が仮に事実より誇大であるとして

も、それは被告の不誠実な姿勢によりもたらされたものであるという外はない。

6 また韓国内だけではなく、在日朝鮮人も事件の疑惑、真相究明の必要性を指摘している。一九四五年一二月七日、一二日、二二日、在日本朝鮮人連盟青森県本部委員長孫一は、生還者数人の証言として、乗船者数七、八千名、事故は「絶対計画的である」として進駐軍司令官に告発している（注8）。また、在日朝鮮人ジャーナリスト金贊汀は一九八四年、「浮島丸釜山港へ向かわす」を著し、その中で「次第に消えていく触雷の可能性」（注9）の一項をたて、釜山行きを嫌った一部乗組員が操船不能にするために行つた爆破が大爆発を引き起こした可能性を示唆（注10）、死亡者名簿にも大きな疑問を呈示している（注11）。

7 真相究明の必要性を指摘するのは朝鮮人だけではない。日本の報道機関（注12）も、事件を「謎」、「事実が明らかになっていない」と報じ、被告が乗船者数、死亡者数、爆発原因等の調査を怠つて来たことを指摘している。ＮＨＫは一九七七年八月一三日、ドキュメンタリー「爆沈」を放送したが、制作の菅谷耕次は「状況が

明らかになるにしたがつて、疑問は大きくなるばかりである。舞鶴湾までの浮島丸の航跡がつかめた今、果たして厚生省が主張するように、単なる偶発的な事故だったかどうか。素直に触雷説を納得することができなくなる。」と、述べている（注13）。その後も京都新聞等が特集を組み、本件提訴を機に全国紙・地方紙共に記事にしているが、この主張は菅谷耕次だけでなく、事件に関する報道全般に共通するものである。

特に、訪韓して原告を取材した京都新聞は一九九二年、連載「裁かれる海」で、「死者数千人、日本軍人が爆弾を仕掛けた。」との原告、地元記者の発言を紹介し、事件の認識に日韓であまりにも大きなギャップがあることを指摘している。同様に訪韓取材したＮＨＫ京都も、「アジアマンスリー」、「四七年目の訴え」で、「この問題を解決せずに、日韓は手を結べない。私たちの子供の世代になつても理解し合えないだろう。」との原告の訴えを紹介している。又、生存者のほとんどが自爆を確信し、大事件であるにもかかわらず、日本では事件があつたことさえほとん

ど知られていない事から、やはり日韓の大きなへだたりを指摘している。京都テレビも提訴に関するニュース解説で、「沈没原因の如何にかわらず、安全に帰国させなかつたことに、政府の道義的責任がある。」として、被告による真相究明の必要性を述べている。

本件訴訟において、原告らは被告に謝罪と賠償を求めていたが、眞の意味での謝罪と賠償のためには、言葉や金銭にとどまらず、原告と被告の認識のギャップを埋めることが不可欠であると思われる。かかる意味において、被告には浮島丸事件の真相を解明すべき責任がある。原告は被告が本件訴訟の過程で真相解明に努力することを期待し、浮島丸事件について解説すべき主要な点を以下に指摘する。

二 事件について解説されるべき点

1 出航にいたる経緯

（一）事故が起きたそもそもその発端は、大湊警備府が危険を無視して急ぎ朝鮮人を送還したことにある。

（二）当時、数千人の朝鮮人が徴用されていたのは、大湊海軍施設部に限らなかった。

八月一五日現在の日本本土の朝鮮人は、約二四〇万人（注14）、内約一五〇万人が一九三九年からの「募集」、四二年からの「官斡旋」、四四年からの「徴用」によるものである（注15）。朝鮮人の徴用解除方針が決定されたのは八月二一日、最初の帰國船「興安丸」の出港は九月二日である（注16）。ところが大湊警備府のみ、敗戦直後に独自に朝鮮人の送還を決定した（注17）。

（三）しかも、報道関係等の調査（注18）によれば、浮島丸の乗組員は艦長以下、野沢忠雄機関長、斎藤恒次操舵長、通信科の木本与市上等兵曹等ほぼ全員が出港に強硬に反対していた。掃海していない海を航行することの恐ろしさを皆よく知っていたからである。

NHK「爆沈」の中で、鳥海金吾艦長（故人）は次のように語っている。

「こうやって終戦になつたのを、むさむさ途中で機雷にひつかつたりなんかするのは、私をはじめ嫌ですかね。……別の商船を雇つてゆっくりやるべ

きであった。私はそういう意見であったが……。大湊（司令部）に行っている
いろいろ言つた。が、それが用いられないで……」

このような乗組員の反対により、浮島丸の出港が遅れたが、参謀が「軍法会議
にかける」と威嚇して出港させたことが明らかになっている。

四 その上、出港前日の八月二一日、「二四日一八時以降の航行を禁止する」との大
海令（注19）が出された。しかし、大湊警備府はそれを無視して浮島丸を出港
させた（注20）。

五 これまで、報道関係の調査（注21）などで当時の大湊の状況は左のようなもの
であったことが判つている。

(1) 八月一八日に浮島丸が大湊に帰港したとき、朝鮮人の送還は既に決まつてい
た。

(2) この時司令長官の宇垣完爾中将、参謀長の鹿目善輔少将は東京の軍司令部に
出頭して不在であり、誰が朝鮮人の送還を決定したのか不明である（注22）。

(3) 青森県は、昭和に入つて以来、最大の凶作の秋を迎えるとしていた。大湊
は特攻隊の自決、放出物資の奪い合い、八月二六日に予告された連合軍の上陸、
北方で統一しているソ連軍との戦闘等でバニック状態であった。（注23）

(4) 八月一五日現在、大湊警備府のディーゼルエンジン用燃料の備蓄はゼロであ
つた（注24）。

(5) 朝鮮人は「マンセー」と解放を喜び合つていた。

(6) 帰国を急がない朝鮮人に対しては、「朝鮮人には米の配給がなくなる。大湊
から朝鮮に行く船はこれが最後だ。」等と脅かしてまで、乗船させた。

(7) 乗船を待つあいだ、朝鮮人に大きな混乱はなかった。（注25）

以上の状況からは、何がなんでも早急に朝鮮人を帰国させなければならぬ理
由は見出せない。推測できることは、大湊警備府が敗戦後の混乱の中で朝鮮人の
暴動を恐れたか、朝鮮人を徴用した実態を連合軍に知られたくないなかつたか、ある
いはその両方である。

内 野沢機関長はN H K「爆沈」の中で、「大湊に朝鮮人がいると、暴動を起こすから、すぐ送り返せという司令部の命令だった。」（注26）と語っている。また、一九九三年三月、韓国SBSテレビで、「四千人のいろいろな後の問題を処理するよりか、日本の兵隊二〇〇人位を犠牲にして、日本兵隊だったら戦死にすれば文句はでない」と、その二〇倍を処置したほうが、大湊の参謀はほめられるのではないかですか。参謀なんてそんなもんですよ。」と語っている。つまり、大湊警備府参謀は、触雷・沈没の可能性を充分知りつつ、朝鮮人を大湊から送り出した。大湊での朝鮮人の暴動を防ぐことさえできれば、その後朝鮮人がどうなるうと関係なく、乗組員の犠牲も厭わなかつたというのである。

七 以上のように、浮島丸事件の真相解明のためには、朝鮮人の送還を誰がいつ決定したのか、何故急いだのか、艦長以下大半の乗組員の反対を押し切つてまで何故危険な航海をさせたのか、大海令を無視してまで、何故出港させたのかがます明らかにされなければならない。

2 大湊の朝鮮人人口・乗船者数

八 浮島丸の乗船者数は朝鮮人三七五七名と言われている。しかしこの数字が初めて出てくるのは、一九五三年一二月以降である。浮島丸殉難者追悼実行委員会発行の「浮島丸事件の記録」には第二復員局業務処理部用箋にタイプされた一九五三年一二月付「輸送艦浮島丸に関する資料」が全文紹介されている（注27）。その中に、「同船は朝鮮人元工員二八三八名、同民間人八九七名計朝鮮人三七五七名（外に正規の手続きを経ずして殆ど乱入乗込ともいうべき者が少數あり）を収容した」とある。しかし、この人数の根拠は示されていらず、乗船者名簿が作成されていたかどうかも不明である（注28）。しかも、正確な乗船者数を把握していないことも明記されている。報道では、同年一二月七日付大阪新聞（注29）に初めて同じ数字が出ている。報道では、同年一二月は船体引揚げが決定したときであり、大阪新聞もそのことを報じ、「遺骨に対し朝鮮人がどう動くか注目されている。」としている。「輸送艦浮島丸に関する資料」は、この遺骨収容に備えて作成され

れたものと思われる。

しかし、それ以前には乗船者数はどこにも見ることはできない。被告作成の文書としては、一九四五年九月一日付大湊海軍施設部長名の死亡認定書（注30）、同死没者名簿（注31）、一九五〇年二月一五日付横須賀地方復員残務処理部から舞鶴地方復員残務処理部あて「浮島丸遭難者について（通知）」（注32）等があるが、いずれにも乗船者数の記載はない。また一九四五年一〇月八日京都新聞（注33）、同年一〇月九、一〇日毎日新聞（注34）、一九五〇年二月一〇日朝日新聞、同年三月一四、三〇日京都新聞（注35）が浮島丸事件を報じているが、やはり乗船者数については何も触れていない。

乗船者数三七五七名は、根拠が明らかでなく、被告自身も認める不確かな数字である。しかし、被告の見解として現在まで固定している。

口 一方、生き残った乗組員のうち数名は、報道機関等に対して、朝鮮人が六千八千人乗船したと主張している（注36）。浮島丸が青函連絡船の代替航行してい

たときには船底に乗せず四千人乗船したが、事件当時は船底にもびっしり朝鮮人を乗せたので六千から八千人になるはずだというのである。もし、これらの証言が正しければ、死亡者は数千名にのぼる可能性がある。

口 浮島丸の乗船者数を推定するためには当時の大湊の朝鮮人人口を知る必要がある。しかし、その事について被告は何の調査もしていない。

3 死亡者数

口 前記死亡認定書、死没者名簿によれば、「死亡者は施設部関係として徴用工具三六二名、協力会供給人夫四八名、計四一〇名。施設部以外の分として一一四名」と記されており、死亡者総数は五二四名となる。しかし、死没者名簿が作成された九月一日には、遺体の大部分は収容されていなかった。正確な乗船者名簿があれば、死亡者の特定は可能である。しかし、前述したように乗船者名簿が作成されたかどうかは不明であり、正確な乗船者数さえ把握していなかった。乗船者数が違えば当然に死亡者数も変動する。また、死没者名簿自体の作成の経緯も

不明であり、正確性に疑問が指摘されている。事実、原告韓世烈の婚約者とその家族四人は、一人も名簿に記載されていない。

口 例えは、金賛汀氏は著書「浮島丸釜山港へ向かわす」において、施設部関係以外の、民間の会社・組関係の死亡者に関して、この名簿に記載があったのは地崎組、東邦工業、菅原組、宇佐美組、佐々木組、木田組、斎藤組、竹内組、鉄道工業、日通大湊支店であるが、それ以外にも瀬崎組、相沢組、小柳組、加藤組、荻原組（以上すべて大間鉄道関係）があることを指摘し、大間鉄道建設工事には少なくとも三〇〇人の朝鮮人が徴用されていたのに、一人の死亡者もいないとは考えられないと述べている。又、この死没者名簿によると、民間人乗船者は八九七名であり死亡者は一一四名となっているが、死亡者の内訳は、成人男子三九名、婦女子七五名であり、この成人男子の内三六名は日通大湊支店の者である。その他の、会社・組関係では成人男子はわずか三名しか死亡していないことを指摘し、死没者名簿に大きな疑問を投げかけている（注37）。

口 しかし被告は、この事故直後の見解を今日まで変えていない。死亡者五二四名という数字は不確実なものであり、遺体の確認により死亡者を特定して出したものではなく、遺体を数えたものでさえもない。それにもかかわらず、その後の船体からの遺骨収容後も何らの変更もなかった。むしろ死亡者五二四名の数字に収容遺骨の数を合わせたのである。

4 収容された遺体の数

口 前記「輸送艦浮島丸に関する資料」によれば「遭難当時収容した遺体は当時旧舞鶴海兵团仮埋葬地に埋葬してあったので、これを昭和二十五年四月五日より同月一二日の間発掘作業を実施し、一五三体分と判定する遺体を収容火葬」と記されている（注38）。しかし、一九八五年の京都新聞の連載記事「四〇年目の海」（一四）（八月七日付）によると、二名の海兵团員等（注39）が何百体もの遺体の火葬を目撃している。地元の人達の話（注40）によれば、事故後かなり長い期間にわたって相当多数の遺体が凜着したという。それらがすべて仮埋葬されてい

たとは考え難い。

口 同資料等によると（注41）浮島丸の船体引上げは一九五〇年から五二年にかけて飯野サルベージによって行われ、「〇三柱の遺骨を収容したところで、機関部が使用不能とわかり、作業が中断されている。結局船体引上げと遺骨収容が終わったのは、一九五四年一〇月であり、事件後九年を経過していた（注42）。海岸の目の前に多数の遺骨を長期間放置し、船体の再利用や航路の確保のついでにやつと遺骨の収容が実現したこと自体、被告の浮島丸事件の被害者に対する非人間的な対応を余すことなく示しているが、このように長期間海中に放置された遺体の数が正確に判定されたとはとうてい考え難い（注43）。

5 爆発の原因

口 被告はこれまで「事故は触雷によるもの」と繰り返すのみで、何らの調査もしていない。船体引上げの際も何の検証もしていない（注44）。触雷と断定するに足る証拠をあげて原告方に説明したこともない。

口 一路朝鮮に向かうはずの船が、なぜ舞鶴に入港したのか……生き残ったものたちが最初に持った疑問である。微用等で酷使されたあげくの爆沈である。事件に遭遇した者たちは当然に、「また、日本人にやられた。」と考へた。「帰国させる」といったこと 자체がうそであり、当初から舞鶴で爆沈させる計画ではなかつたかと考えた。

舞鶴入港の理由について、前記「輸送艦浮島丸に関する資料」は「連合軍の航行禁止命令に基づく中央からの命令」としている。確かに二、一、（四）で述べたように、二四日一八時以降の航行禁止命令、即ち大海令五二号は出していた。しかしこれは二一日発令であり、大湊警備府はこの命令を無視、艦長にも知らせず浮島丸を出港させている。被告の主張するように、「中央からの命令」で舞鶴に入港したとするならば、浮島丸に直接その命令があつたと考えられる（注45）。それは、いつ、誰による、何の命令なのか、不明なままである（注46）。また、「舞鶴入港は当初からの予定であった。」と話す乗組員も數名いる。出港に強硬

に反対していた乗組員たちである（注47）。

「出港はする。しかし、朝鮮には行かない。適当な港に入って復員する計画を監長、航海長、士官、下士官数名で申し合わせた。」（野沢機関長）

「艦橋にいたものは皆承知していた」（斎藤上等兵曹）

との証言もある（注48）。乗組員だけでなく、朝鮮人を引率した日通労務係の高橋嘉一郎も「行き先は舞鶴と聞いた。日通舞鶴支店に微用工を渡す予定だった」と語っている（注49）。

しかし、この計画は暗黙のものであり、知らない乗組員もいた（注50）。四述べるように、敗戦後乗組員の統制は乱れ、情報は混乱していた。舞鶴入港の理由は明らかになっていない。

〔1〕前記資料によれば、「浮島丸は無通告にて入港した」とある。舞鶴防備隊掃海指揮官の佐藤吾七も「事前の連絡はなかった」と述べている（注51）。しかし、触雷の危険性を熟知している乗組員が、無通告で入港したとは考えられず、N.H.

K「爆沈」等でも、「手旗で連絡、航路掃海済みにて安全との返事を受けて入港」となっている（注52）。

四 しかも、出港前後に「船は朝鮮には着かない。爆沈する。」との噂があった（注53）。事実、朝鮮行きを嫌った乗組員による機関部爆破の計画があったことが明らかになっている（注54）。よもやそんなことはあるまいと乗船したが、噂は現実となつた。敗戦後、命令系統は乱れ、大湊出港前に数名の兵が逃亡、舞鶴までの航行は、新兵の古参兵へのリンチも行われ、兵は動搖していた（注55）。

また、一部の乗組員は昼間から酒を飲み、毛布や衣類を海に投げ捨てるという状態であった（注56）。朝鮮人を安全に帰国させるつもりであつたとは到底考えられなかつた。

〔田〕敗戦直後におこつたこの事件は韓国でさらに不信をよび、「日本軍による計画的爆殺」と信じられた。東亜日報を始めとする各紙が浮島丸事件の疑惑について特集を組み、触雷説に対しても次のような疑惑を指摘した（注57）。同じ航路を他

の船が何隻も航行しているのに浮島丸だけが爆発した。（注58）触雷の際に必ず上がる高い水柱が目撃されていない（注59）。触雷なら爆発音が一度であるはずなのに、二、三度聞いたと証言する人が多い（注60）。引き揚げられた船体の破壊口が外側に曲がっていた（注61）。

内 韓国の咸明洙前海軍参謀総長、李成浩元海軍参謀総長も一九八五年、月刊誌「新東亜」の取材に対し「水深二〇メートル位であれば、水柱が高くあがるはず。それも泥まじりの水柱。」と、触雷の可能性に大きな疑問を投げかけている。

外 その他に、韓国では①出航前に大量の爆薬を積み込んだ、②爆発前に乗組員がボートを降ろして逃げた、③爆発前に甲板にいた朝鮮人を船底に降りるよう命じた、④朝鮮人補助憲兵白某が爆薬が仕掛けられ導火線がついていたのを目撃している、などの事実が自爆説の根拠として主張・報道されている。

三 被告資料による真相解明の可能性

1 当時海軍施設部に徵用されていた朝鮮人の数はもとより海軍が把握していたはず

である。また、戦争当時大湊で民間の会社が請け負った仕事は全て軍関係であり、食糧も配給制であった。したがって、被告の保有する資料により当時の大湊の朝鮮人の数は明らかにることができるはずである。

2 また、積み込む食糧・水の関係からしても、大湊整備府参謀、艦長、副長、主計長らが浮島丸の乗船予定者数を把握していなかつたとは考えられない。仮にそれが記録に残されていないとしても、現在でもそれを知る生存者がいるはずである（注62）。

3 事故後僅か一週間で死没者名簿が作成されていることからみて、その元になる乗船者名簿が作成されていた可能性も強い。

4 一九五〇年、浮島丸の船体引揚げの際、横須賀地方復員残務処理部から舞鶴地方復員残務処理部に「浮島丸遭難者について（通知）」が送られている。その写しは第二復員局残務処理部にも送られ、第二復員局の指示で「遭難者の処理」を行うことが記されている（注63）。その後同復員局より第二復員局にあてた通知（注64）

には、乗組員の現状について、浮島丸の主計長中島栄より得た資料として、艦長以下準士官以上の住所が判明している旨も報告されている（注65）。すなわち、このとき第二復員局がある程度の調査を行ったことが伺われる。

5 前記の「輸送船浮島丸に関する資料」によれば、「遭難当時収容した遺体一七五、救助されたのち死亡した者七、計一八二の中二九体分は家族または知人によって遺骨が持ち帰られ、残りの一五三体が仮埋葬したものと思われる」とあり（注66）、一九五三年当時に事件当時の記録が存在していたことが分かる。また、前記4では明示されていなかつた乗船者数が、この資料に記されていることから、この間に何らかの調査が行われたと推測される。

6 以上の資料は被告が所持するはずであり、大湊における朝鮮人の人口、乗船者数、死亡者数は被告において容易に調査しうる可能性が高い。また、朝鮮人送還の決定から出港までの経過、舞鶴入港の経緯についても、証言者が生存する今なら調査可能である。触雷の可能性についても、機雷関係の専門家の意見を徴するなど、被告

において調査しうる余地がある。

7 しかるに、本件訴訟の翌日、厚生省を訪れた原告らに対し、係官は「死没者名簿以外の資料はない。名簿作成の経緯も不明。」と説明している。要するに死没者名簿がボツンと残されただけで、後は何も分からぬというのである（注67）。

被告は本件訴訟の過程において、かかる不誠実な態度を改め、資料を開示し、調査を行い、真相解明に努力すべきである。

第二 創氏改名について

1 被告は創氏改名について「右改正は、朝鮮在來の「姓」の制度を消滅させずに、明治三一年内地民法（旧民法）にいう氏制度を依用して、朝鮮の家にその称号である

「氏」を新たに設定せしめ、同時に朝鮮人に内地式の氏を称する途を開いたものであった。」と主張する（被告第一準備書面第四頁）。

2 創氏改名は、法制としては一九三九年一一月一〇日制令一九号「朝鮮民事令中改正

ノ件」と同第二〇号「朝鮮人ノ氏名に關スル件」から成り立っていた。前者は「内地」式の氏制度を朝鮮にも創設すること、氏は戸主が決定し届け出ること、届出の無い場合には従来の姓がそのまま氏となること、異姓の者の間の養子縁組を認めることが規定され、後者は天皇の氏名等や自己の姓以外の姓を氏とするなどを禁止していた。

三 確かに「氏」と「姓」は別ものであつて、創氏改名は「姓」の制度を消滅させたものではない。しかし、従来は人の呼称として用いられた姓は戸籍の「本貫及姓」の欄におしこめられ、姓に代わって氏が人の呼称として用いられることがなつた。したがつて、日常生活のレベルでみると「姓」が廃止されて「氏」が創設されたに等しい結果となつた。

四 前記の制令一九号によれば、氏の創設は強制であった。日本式の氏の届出は強制ではないが、朝鮮式の姓を氏として届出することは許さず、届出をしないばあいに旧來の姓がそのまま氏となる建前になつていていた。したがつて、氏設定届をする場合はすべて日本式の氏が創設されることになり、法自体が日本式の氏の創設を誘導していたので

ある。また、制令二〇号二条は正当当事由のある場合に氏名の変更を許可するとしているが、日本式の氏名への変更はそれ自体正当当事由があると解釈され、朝鮮式から日本式への一方通行の氏名の変更が勧められた。しかも、制令の実施にあたつては、左のような手段により事実上の強制が行われた。(文定昌「軍國日本朝鮮強占三十六年史」)

- ① 創氏しない者の子弟に対する入学進学を拒否する。
- ② 創氏しない児童に対して、日本人教師は理由もなく叱責・殴打し、児童をして父母に哀訴させ創氏させる。
- ③ 創氏しない者は、公私を問わず、総督府関係の機関にいきまき採用しない、また現職者も漸次罷免措置をとる。
- ④ 創氏しない者に対しては行政機関で行う全ての事務の取扱をしない。
- ⑤ 創氏しない者は非国民または不逞鮮人と断定して、警察手帳に記入し、査察・尾行などを徹底的にするとともに、あるいは優先的に労務徴用の対象としたり、食糧

その他物資の配給対象から除外する。

⑥ 創氏をしない者の名前の書かれている荷物は鉄道局や丸星運送店（日本通運）で取り扱わない。

五 こうして、朝鮮人の約八割がやむなく創氏の届出を行い、日本式の氏名で呼称されるようになったのである。したがって、創氏改名の政策は朝鮮人には「民族の名前の剥奪と日本式の名前の強制」と理解され、そのように記憶されているのである。

六 また、創氏改名により父系血族の名称である姓が人の呼称として用いられなくなり、同時に朝鮮の伝統的な父系血族集団の習慣に反する異姓養子が認められた。これは、「朝鮮の家にその称号である『氏』を新たに設定せしめ」というより、天皇制の構成単位である日本式の「家」制度自体を創設しようとするものであった。

七 この時期に日本が創氏改名を断行した動機は、朝鮮での徴兵制度の施行を控え、朝鮮民族の名前をもつ兵士の存在を回避することに外ならなかつた。しかし、朝鮮総督府は、創氏改名は「半島人の真摯且热烈な要望に對えて半島人が法律上内地式の『

「氏」を稱へ得る途を拓いた」（朝鮮総督府法務局「氏制度の解説」）と、まるで臣民化の希望に燃える朝鮮人に対する恩恵であるかのように宣伝したのである。

八 戦後五〇年を経ようとする今日において、被告が強制を恩恵と言いくるめる当時の朝鮮総督府の説明をそのまま自己の言葉として使用していることに原告らは驚きを禁じえず、植民地・戦争被害に対する謝罪と賠償の実現の必要性を改めて痛感するものである。

第三 求訟明に対する答弁

一 被告は、原告らがかつて使用していた日本名を明らかにせよと求めている。朝鮮人が民族の名前を奪われた苦痛に対し前記のように無理解・無反省なまま、被告がかかる要求を行うことに、原告らは激しい憤りを抑えることができない。

二 しかし、原告らが本件訴訟を提起した主要な目的は、原告らを苦しめ、原告らの肉親の命を奪つた浮島丸事件の真相を明らかにすることにある。そこで、原告らのか

つて使用させられていた日本名を明らかにすることが真相解明に多少とも資するであろうことを期待し、あえて被告の求駁明に答えることにする。

ただし、原告らやその肉親が使用させられた日本名は單一であるとは限らない。関東大震災時の朝鮮人虐殺以降、多くの在日朝鮮人は差別を避け、生命を守るために日本名を用いていたし、強制連行されてきた労働者は、販場毎に「相模」や「河内」等の勝手な名字をつけられ、各人は「一郎」「二郎」「三郎」と呼ばれるなど、全く朝鮮人の人格を無視した日本名が用いられたことが知られている。こうした日本名はもとより創氏名と一致するものではない。したがって、原告らの記憶している日本名も被告の所持する記録の日本名と必ずしも一致するものではないと思われる。かかる意味でも、「被告が所持する浮島丸沈没の被害者たる者に関する資料」自体の開示を改めて強く求めるものである。

四 告らの使用せられていた日本名は、現在半明しているところでは左の通りであ
る。

原告 原告 原告 原告 原告 原告 原告

(原告番号 1) の叔父
(原告番号 2) の父
(原告番号 3) の父
(原告番号 4) の父
(原告番号 17) の叔父
(原告番号 18) の父
(原告番号 31) の兄
(原告番号 35)
(原告番号 36) の父
(原告番号 37)
母

原告 [REDACTED] (原告番号 54) の叔父
原告 [REDACTED] (原告番号 59) の叔父
原告 [REDACTED] (原告番号 60) の父
原告 [REDACTED] (原告番号 62) の祖父
原告 [REDACTED] (原告番号 63)
原告 [REDACTED] (原告番号 64)
原告 [REDACTED] (原告番号 65)
原告 [REDACTED] (原告番号 71)
原告 [REDACTED] (原告番号 72)

下記の原告番号の原告に関する乗船者の氏名は訴状に日本名で記している。
5、6、7、8、9、11、12、13、14、15、16、19、21、23、25、26、27、28、
29、30、33、上記以外の 36、

注 1 海野福寿・権丙卓「恨 - 朝鮮人軍夫の沖縄戦」河出書房新社一九八七年 p二二一
内海愛子・村井吉敬「赤道直下の朝鮮人叛乱」勁草書房一九八〇年 p三四
厚生省援護局「統々・引揚援護の記録」

注 2 ① 浮島丸殉難者追悼実行委員会「浮島丸事件の記録」かもがわ出版一九八九年
(以下「記録」という) p一四一に収録された「浮島丸死没者名簿」と題する資
料。これは公式には「横人第八五號の三一五〇」であり、昭和二十五年二月一五日、
横須賀地方復員残務処理部から舞鶴地方復員残務処理部にあての「浮島丸殉難者
について(通知)」であると思われる。この通知に、一九四五年九月一日付大湊
海軍施設部長名の死亡認定書、死没者名簿、郡守あて軍属死亡の件通知(写)が
あり、死亡者五二四名となっている(同 p一四四、一五九)。浮島丸の第一次船
体引揚げが決定したのは、この通知が出される直前の二月二日(同 p三五)、引
揚げ開始は三月一三日。この間、在日朝鮮人からの抗議もあり、船体引揚げに備え
て資料を作成したものと思われる。その後一九五三年一二月第二次船体引揚げの